

徳島家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

1 開催日時

日時 平成25年2月20日（水）午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所会議室

3 出席委員（50音順）

太田善康委員，大栗邦子委員，喜多操子委員，島田政男委員，清水節委員〔委員長〕，松尾泰三委員

4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 委員紹介等
- (4) 以下のテーマについての意見交換
 - ①家事事件手続法の概要について
 - ②裁判所の新庁舎について
- (5) 次回開催期日，テーマ等
追って決定
- (6) 所長あいさつ
- (7) 閉会

5 意見交換について（●：委員長，○：委員，□：説明者）

要旨

(1) 家事事件手続法の概要について

- ：（藤本首席書記官）テーマにつき，配布資料を用いて説明
- ：「事情説明書」「進行に関する照会回答書」等は申立人が申立てをする段階で記載して提出するのか。
- ： そうである。
- ： 相手方には呼出状とともに，これらの書類一式が送られるのか。
- ： そうである。これらに加えて，黄色い申立書と，本日お配りした資料の16頁以降の書類が相手方に送られることになる。
- ： 家庭裁判所にくる申立ての数はどれくらいか。
- ： 調停だと1か月当たり約60件である。
- ： その数字は他県と比べてどうなのか。徳島だけが突出して多かかったりするののか。
- ： 徳島だけが多いということはない。月に平均60件と言ってもそれは例えば離婚事件だけの件数ではなく，家裁で扱ういろいろな事件を含めた全体の件数である。半分以上は離婚事件であるが，それに付随する養育費，財産分与，婚姻費用分担，面会交流などの事件も増えてきている。

- ： 私の近所でも離婚している方が何人かいるが、その方は皆家裁で手続をとっているのか。二人が円満に市役所で用紙を提出したらそれでいいのではないか。
- ： 離婚には四種類あって、そのうち三つが有名である。一つは協議離婚といって、市役所にある用紙に必要事項を書いて提出する方法である。子供がいれば親権者等のことをお互いで自由に決めて、裁判所に来ることなく円満に離婚する方法である。二つ目が調停離婚であり、お互いで円満に解決できない場合に家庭裁判所に申し立てて、第三者を仲に入れての話し合いを経て離婚する方法である。三つ目の方法として裁判離婚があり、調停が物別れに終われば次に離婚訴訟という手続の中でお互いが主張と証拠を出し合って決着をつける方法である。ご近所で離婚したという方はおそらく円満な協議離婚だと思う。現在四人に一人の割合で離婚していると言われている。
- ： 割合としては、全体の90パーセント近くが協議離婚で、約9パーセントが調停離婚、残りの約1パーセントが裁判離婚となっている。
- ： 離婚裁判の件数は年に約70件ぐらいである。
- ： 離婚事件は弁護士がついているケースが多いのか。
- ： 多い。法テラスを利用している方も多い。
- ： 離婚とかであれば昔は本人で申し立てる事件が多かったように思う。
- ： 当事者の片一方だけに弁護士がついている事件だけでも半分ぐらいになると思う。両方についている事件も珍しくはない。
- ： 家裁での最近の傾向は変わってきているか。
- ： 一つとして、昔に比べて弁護士が家裁に進出してきた。二つ目に事件の種類が増え、養育費、婚姻費用の事件が増えてきた。三つ目は子供の親権についての争いで、昔は大体女性側が親権を取ることで争いは無かったのだが、少子化の影響なのか、最近では男性が引き取りたいというケースが多くなった。
- ： 婚姻費用分担の事件の件数をご紹介すると、平成20年度が63件だったのが平成24年度は80件に増えている。養育費等の子の監護事件では平成20年度が109件だったところ平成24年度は155件に増えている。離婚事件の件数は一定しており、平成20年度は253件で平成24年度は237件となっている。
- ： 今までは離婚事件では離婚だけが争点になるような事件が多かったが、最近では子供の親権や養育費等それ以外のいろいろな要素が争点となることが多く、事件の内容が複雑になっている。
- ： 以前は子供が小さかったらお母さんが育てるというイメージで、子供が有る程度の歳になったら子供の希望を聞いて決めていたように思うが。
- ： 今は昔と違って子供を自分が実際に育てたいという男性は増えていると思う。その理由はわからないが。
- ： 子供の話をすると審判や調停の席で泣き出す男性もいる。昔からすれば考

- えられないことである。良く言えば男性が優しくなったのか、悪く言えば弱くなったのか。
- ： 一般的に申立てをする側が正しくて、申立てをされる側が悪いというイメージがあるのだが、調停や審判での結果もそのイメージのとおりになっているのか。どちらが有利な結果に終わっているのか。
 - ： 申立人に有利な結果に終わっているのが半分より少し多いぐらいかなという感じもあるが、あまり変わらないというのが正直な印象である。申立書を読むと相手方はひどい人だと思っても、答弁書を見るとそうでもないと思うこともあるし、実際に会ってみるとどっちもどっちということもある。
 - ： 泣き寝入りをしたり不利益を受けている側の当事者が申立てをしているのだと思うのだが。
 - ： 昔は女性からの申立てが圧倒的に多かったが、今は男性からの申立ても少なくはない。例えば男性が離婚を申し立てて、相手方である女性から事情を聞くと男性が勝手に家を飛び出して浮気をしていることがわかり、結果的に男性側からの離婚請求というのは身勝手であるというケースもあるので、一概に申立人が正しいというわけでもないと思う。
 - ： 民事訴訟事件では原告、被告という呼び方をされていて、刑事事件の被告人という呼び方と似ていることから、民事で訴えられた側は悪い人だというイメージがある。この点、家裁では申立人、相手方と呼んで、呼び方一つにしても配慮している。
 - ： 離婚訴訟は家裁でやっているが、ここでは原告、被告と呼んでいるので、被告の中には時々「被告にされた」と憤慨される方もいる。テレビが刑事事件の被告人を被告と表現するからいけないのだと思う。NHKではその点の区別はされているのか。
 - ： 容疑者とは表現しているが。
 - ： このご時世なので、テレビや電話を使って裁判をやることというのは現実には多いのか。
 - ： 電話会議は今年の1月から始まった手続なのでまだ少ないが、それでも10件近くはある。
 - ： 電話だと意思疎通が難しいと思う。
 - ： 今まで離婚訴訟では電話会議は利用されていたが、この場合は裁判所から弁護士事務所に電話をかけるので、意思疎通は十分にできる。弁護士もプロであり、それなりに整理して話をしてくれるので。これが当事者本人だとどれほど上手く意思疎通できるかわからない。
 - ： 弁護士の方は今まで民事事件では電話会議でやったことは多いと思うが。
 - ： 家事でも昨年先取りして遺産分割の事件でやったことがあるが、この時も相手は弁護士であった。相手は弁護士でないと時間がかかってやりにくいと思う。

- ： テレビ会議は利用したことがあるのか。
- ： 尋問で使用したことがあるが、書証を示すのとかがやりにくかった。
- ： 課題はこれから改善していこうと思っている。

(2) 裁判所の新庁舎について

- ： (安岡会計課長) テーマにつき、パワーポイントを用いて説明
- ： 新庁舎は免震構造になっているのか。
- ： 免震ではないが、震度6強の大規模地震にも耐えうる構造を予定している。
- ： 移植した桜が今年どうなるのか、咲いてくれるのを楽しみにしているのだが。
- ： 桜は皆が楽しみにしていると思う。
埋蔵文化財が出てきたら工事が大変なのではないか。
- ： 古地図などの情報からすると、工事を中断するものが出てくることはないと思うが。
- ： 新しい庁舎は避難場所になるかもしれない。
- ： 元々避難場所とはなっていないが、有事の際には避難者の一時的な収容は当然考えている。
- ： 小松島では当初は避難場所として日赤が駄目であったが、結局避難場所とされた。新庁舎のように大きな建物が出来たら安心するのではないか。
- ： この辺りでは一番高い建物となるのか。
- ： 徳島市役所が一番高いと思う。
- ： 食堂を作ってほしかったと個人的には思う。
- ： そういう意見もいただくが、ほとんどの利用者が職員に限られてくるので、職員以外の方が利用してくれないと採算が取れないので難しい。
- ： 職員以外の方が裁判所に食事とかで出入りするというのは想像できない。
- ： 東京の裁判所では見学や裁判傍聴に来る方が多いので、朝からすごい人数で混み合っていることもある。
- ： 新庁舎では見学はさせてもらえるのか。
- ： 今でも学校等の方が見学に利用されているので、団体で申し込んでいただければ対応している。
- ： 完成したらしばらくは見学者が増えるかもしれないから、案内場所や手順を考えておかないといけない。
- ： 現在は駐車場が無くて不便であるが、皆さんはどこに駐めているのか。
- ： 近隣の駐車場を利用させていただいている。新庁舎完成までは利用者にはご不便をおかけする。
- ： 外観の色は決まったのか。
- ： まだ決まっていない。
- ： 周囲に比べてあまり浮かないように、鷲の門廻りと調和が取れる色にしたいと思っている。

- ： 3年後の完成が楽しみである。
- ： 新庁舎の階層図の3階部分にある「黒丸」は何を表しているのか。
- ： 裁判員選任手続をする部屋のことである。
- ： 民事と刑事で同じ広さになっているが、民事の方が広く必要だと思うが。
- ： 刑事では裁判員裁判の関係で、選任手続をする部屋だけでもかなりの広さが必要となる。民事でも待合室や準備手続室とかで刑事と同じくらいの広さが必要となる。
- ： 裁判官の部屋だけで比較すれば、今の計画では民事の方が広くなるが、刑事では裁判員選任の時はかなりの人数が来庁するので広くする必要がある。
- ： 裁判員選任手続専用の部屋が必要になるということか。
- ： そうである。
- ： 仮庁舎では会議室が一部屋しか無く、会議の人数や規模に関係なく同じ部屋を使用することになるので、何かと不便である。
- ： 裁判員選任手続も会議室でやっているのか。
- ： そうである。
- ： 外観が決まれば、お見せできるようになった段階で皆さんにお示ししたい。